

第8回入善町農業委員会議事録

平成24年3月7日午後1時30分から第8回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	14番 大井博史
15番 佐藤一仁	16番 米山義隆	17番 福島信子	

欠席委員 3名

9番 眞岩確成	13番 小森幸久	18番 若島せつ子
---------	----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	課長代理	清田和憲
入善町農業委員会	主事	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第22号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第23号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第5	議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第25号 入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。人・農地プランの作成が正念場を迎えているようです。全農家へのアンケート配布と集計、地域ごとに集落座談会での話し合いがあり、3月19日には町から担い手への説明会を予定しています。とにかくスケジュールが詰まっております時間がありません。今回作成しているプランは、農地集積協力金の対象として間に合わせるため、急いで作成する必要があります。本来の地域農業の目標としての人・農地プランという意味からすると、少し違って来るかもしれません。これについては、今後じっくりと検討し、本来の目的にあったプランに修正していけばよいと思います。

先日、農林水産省の説明会があり、3月中には北陸農政局の富山地域センターによる説明会も予定されています。ただ、それぞれの説明会によって、制度内容や手続き方法等が少しずつ違っており、情報が錯綜していると思います。入善町では、4月にはプランを決定する予定としていますので、国にはそれまでに、正しい手続き等を示してもらいたいところです。

とにかく大変な作業、スケジュールです。農業委員の皆さんにも、ぜひご協力いただきたいと思います。

では、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第8回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。14番大井委員と16番米山委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第22号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、入善中央土地区画整理事業の関係で、土地の所有者が多数いるため、全部で19件の申請となっています。

申請番号1番、申請地は青木〇〇番〇〇で計1筆、台帳地目と現況地目はともに田で、面積は2,827㎡です。譲渡人は入善町道古〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町であるため、入善町入膳3255番地 入善町長 米澤政明となっています。転用目的は工場立地用地で、転用形態は所有権移転です。

入善町では、町内の既存企業に対する経営支援を町の重要施策と位置付け、特に、雇用の拡大につながる工場敷地の拡張等に対しては、企業からの要請に応じて、積極的な支援を行っています。

町内大手企業である〇〇株式会社では、工場棟の一部が老朽化し、エネルギー効率の改善とクリーンな生産環境への転換が喫緊の課題となっていました。医薬品部門を中心とした高付加価値製品の売上増加から、平成22年度の総売上高が対前年比5.3%の伸びとなったことから、顧客の需要に応えるため、平成24年度からの更なる売上増加を目指して工場棟を増設し、生産体制の強化を図る計画が打ち出されました。

現在の生産量を維持しながら新工場を増設できる体制が必要なため、新工場は既存の従業員用駐車場敷地に建設する計画となっており、その代替となる駐車場を早急に確保する必要がありますが、自社の力だけでは計画期間内での用地の確保が困難なため、入善町への支援要請を受けて、入善町が用地を確保・造成し、当該企業に売却する計画を立てたことから、今回の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上

の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が工場立地用地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、従業員の利便性を考慮すると、駐車場は工場から近い方が便利であるため、工場敷地に隣接した土地の中では、申請地以外には当該目的を達成できそうな農地以外の未使用な土地や第2種・第3種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

当該工場では、通常的に約350台分の駐車スペースが必要ですが、今回の新工場の建設により、現在保有している448台分の駐車場のうち、199台分の駐車場が失われるため、約100台分の代替の駐車場が不足することになりますが、今回の申請では102台分の駐車場の増設を計画していること、また、今回の申請地であれば、工場全体が不整形になることがなく、周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれもないことから、申請の面積と場所には問題がないと思われま

す。申請地は、平成24年〇月〇日には農振農用地から除外される予定であり、平成24年度入善町一般会計予算書(案)において当該用地の取得・造成に係る歳出予算を計上したことを証明する書類、事業計画書、排水処理計画書、農地法第18条第6項の規定による通知書及び土地賃貸借契約解除契約書の各写し、隣接耕作者の同意書、及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、ここからが、土地区画整理事業関係の申請で、申請番号19番まで18件あります。まず、申請地は上野字蔵堀〇〇で計1筆、台帳地目と現況地目はともに田で、地積は26㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は宅地・商業地造成(土地区画整理事業)で、転用形態は所有権移転です。

続いて申請番号3番、申請地は上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇で計2筆、台帳地目と現況地目は全て田で、地積は合計461㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成(土地区画整理事業)で、転用形態は所有権移転です。

申請番号4番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇で計2筆、台帳地目と現況地目は全て田で、地積は合計1,043㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成(土地区画整理事業)で、転用形態は所有権移転です。

申請番号5番、申請地は上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇で計15筆、台帳地目と現況地目は全て田で、地積は合計4,198.30㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成(土地区画整理事業)で、転用形態は所有権移転です。

申請番号6番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇、以上は台帳地目、現況地目が全て田であり、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、以上2筆は台帳地目、現況地目が全て畑です。計6筆で地積は合計1,649㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成(土地区画整理事業)で、転用形態は所有権移転です。

申請番号7番、申請地は入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、入膳字上踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇、台

帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、入膳字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は畑、現況地目は雑種地、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地で以上計 19 筆、地積は合計 3,046.13 m²です。譲渡人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社で、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 8 番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇で計 1 筆、台帳地目と現況地目は全て田で、地積は 1,646 m²です。譲渡人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 9 番、申請地は入膳字上踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は畑、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑、入膳字上踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は畑、入膳字上踊場〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、入膳字上踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は畑、入膳字上踊場〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で以上計 7 筆、地積は合計 1,411 m²です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 10 番、申請地は入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目は畑、計 1 筆、地積は 3.30 m²です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 11 番、申請地は入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇・〇〇合併、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇、台帳地目は 4 筆とも田、現況地目は 4 筆とも雑種地、以上計 4 筆、地積は合計 2,279 m²です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 12 番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、計 1 筆、地積は合計 132 m²です。譲渡人は埼玉県北葛飾郡〇〇町〇〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は所有権移転です。

申請番号 13 番、申請地は上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、以上計 12 筆、地積は合計 4,270.08 m²です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定となります。

申請番号 14 番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、すべて台帳地目、現況地目はともに田、以上計 4 筆、地積は合計 1,863 m²です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

申請番号 15 番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、すべて台帳地目、現況地目はともに田、以上計 3 筆、地積は合計 47.14 m²です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

申請番号 16 番、申請地は上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑、上野字蔵堀〇〇番

〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、以上計5筆、地積は合計 175.73 m²です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

申請番号 17 番、申請地は上野字蔵堀〇〇、上野字蔵堀〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、以上計2筆、地積は合計 545 m²です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

申請番号 18 番、申請地は入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、計1筆、地積は 61 m²です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

最後に、申請番号 19 番、申請地は入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計1筆、地積は 1,800 m²です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は同じく魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇です。転用目的は同じく宅地・商業地造成（土地区画整理事業）で、転用形態は賃貸借権設定です。

申請者の有限会社〇〇が、国道8号線、県道〇〇線、町道〇〇線、町道〇〇線に囲まれた区域内において計画面積33,381.02m²で土地区画整理事業を行い、商業地や分譲宅地として開発する計画を立てたことから、今回の転用許可申請となりました。

今回の申請のうち、59筆15,894.73m²が所有権の移転、28筆8,761.95m²が賃借権の設定、総面積が24,656,68m²となっていますが、そのうち、土地区画整理事業のエリア外の転用申請が4筆888m²含まれています。

今回の土地区画整理事業では、計画区域の南部となる国道8号線沿線には、商業施設を3店舗誘致し、その後背地となる計画区域の中央部では、23区画の宅地分譲が予定されており、さらに計画区域内の北部では、分譲宅地に隣接して、入善町が都市計画公園を整備する計画となっており、宅地分譲は4月下旬の分譲開始を、商業施設は10月初旬のオープンを目指して計画が進められています。

ちなみに、商業施設ゾーン全体では来客用の駐車場として180台、従業員用駐車場として53台分が確保される計画となっています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、土地区画整理事業の概要書、排水処理計画書、金融機関の融資可能証明書と残高証明書、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書が添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、今回の申請地のうち、一部の敷地（26筆7,125.13m²）については、過去において、今回の申請目的とは別の目的で、譲受人や譲渡人も今回の申請とは別の者あてに、農地法第5条の転用許可済みとなっていますが、その敷地については、過去の転用許可に対する事業計画変更の許可を得なければ、新たな目的での転用許可を受けることができないため、今回の転用申請にあわせて、事業計画変更の申請も提出されています。

それについては、次の議案として付議しておりますので、詳細については後ほど説明させていただきます。

以上19件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

泉委員

申請番号1番について確認しました。直接の譲受人は入善町ですが、実際は〇〇株式会社の駐車場敷地になるということです。比較的面積が大きいですが、雨水排水の処理もしっかりするというので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

綿委員

申請番号2番から19番は、入善地区と上原地区にまたがっていますので、入善地区の担当として確認しました。昨年の12月末頃に確認を依頼されて、現場を見てきましたが、大部分が雑種地のような場所です。入善地区側に、一部畑があります。区画整理もされ、商業店舗も誘致されることになりますから、地域にとっても、よい計画だと思います。

福島委員

同じく申請番号2番から19番について、上原地区の担当として確認しました。やはり12月末頃に現地を確認しましたが、全体を転用し区画整理を行うため、周囲に影響はないと思います。土地の所有者や隣接農地の耕作者、区長さんなど、関係者全員の同意の印がありましたので、地域として認めている計画ですから、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

土地区画整理事業の案件の譲受人の、有限会社〇〇とは、どのような会社なのでしょうか。

事務局

魚津市の不動産会社で、有限会社〇〇という会社がありますが、その関連会社です。今回、有限会社〇〇が譲受人とならなかったのは、過去に転用許可を受けた住宅分譲等について、計画の進捗状況が半数に達していないと、新たな許可が受けられないという要件があるからです。有限会社〇〇は、他の市町村で受けた転用許可の事業が50%以上完成していないため申請ができず、関連会社の有限会社〇〇が今回の譲受人となりました。

綿委員

全体で約3ヘクタールの計画になるようで、転用面積としても大規模ですが、商業施設を誘致することで町の発展につながる計画ではないでしょうか。

寺崎委員

この土地区画整理の転用計画は、都市計画での国道8号線の拡幅等の計画と、調和がとれたものなのでしょうか。

事務局

都市計画の道路整備計画と、調和のとれたものになっています。

議長（鍋嶋 太郎）

申請地は、前面道路の国道8号線とは、かなり高低差があると思いますが、道路からの進入や、雨水等の排水関係は適切に処理されるのでしょうか。

事務局

前面道路からは緩やかな傾斜を設ける計画であり、また、申請地北側に町が整備する公園部分等に、調整池を設置する計画で、雨水等排水についても適切に処理され問題はありません。

酒井委員

契約内容について、「所有権移転」と「賃貸借権設定」があるのはどうしてでしょうか。

事務局

土地の所有者の希望によるものです。完全に売り渡してしまうのか、貸借して何年間にわたり地代を受け取り続けるのか、申請者の希望によって違ってきます。

米山委員

賃貸借権を設定して貸している所有者が、もし将来その土地を売買することにした場合、またこのような農地法第5条の転用申請をしなくてはならないのでしょうか。

事務局

今回の申請は、計画地が農地であるため、農地法の許可を必要としていますが、一旦転用許可され、地目が宅地等農地以外の土地になりましたら、その後その土地の売買については、農地法に関係しなくなりますので、申請の必要はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第22号農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第23号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。全部で5件の申請がありますが、いずれも議案第22号の土地区画整理事業の転用に関するものです。

申請番号1番、変更前ですが、譲渡人が入善町上野〇〇番地の〇〇さん、譲受人が入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、農地の所在地は、入膳字蔵堀〇〇番〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目はすべて田、計13筆、合計面積は2,235.13㎡で、転用目的は店舗敷地でした。

変更後は、譲渡人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、譲受人が魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇、農地の所在地は、入膳字蔵堀〇〇番〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字蔵堀〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、すべて台帳地目は田、現況地目は宅地、計15筆、合計面積は2,233.13㎡で転用目的は宅地・商業地造成（土地区画整理事業）です。

申請番号2番、変更前ですが、譲渡人が入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が入善町古黒部〇〇

番地の〇〇株式会社、農地の所在地は、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は畑、計1筆、合計面積は234㎡で、転用目的は駐車場用地でした。

変更後は、譲渡人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、譲受人が魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇、農地の所在地は入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計1筆、合計面積は193㎡で転用目的は宅地・商業地造成（土地区画整理事業）です。

申請番号3番、変更前ですが、譲渡人が入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、農地の所在地は、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目も田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は畑、現況地目は田、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目も田、計3筆、合計面積は620㎡で、転用目的は駐車場敷地でした。

変更後は、譲渡人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、譲受人が魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇、農地の所在地は上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は畑、現況地目は雑種地、上野字蔵堀〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計3筆、合計面積は620㎡、転用目的は宅地・商業地造成（土地区画整理事業）です。

申請番号4番、変更前ですが、譲渡人が入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が入善町古黒部〇〇番地の〇〇株式会社、農地の所在地は、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇と〇〇合併、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場自〇〇至〇〇合併、台帳地目、現況地目はすべて田、計4筆、合計面積は2,279㎡で、転用目的は駐車場及び緑地帯敷地でした。

変更後は、譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇、農地の所在地は、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇と〇〇合併、入膳字上踊場〇〇、入膳字上踊場〇〇、すべて台帳地目は田、現況地目は雑種地、計4筆、合計面積は2,279㎡で転用目的は宅地・商業地造成（土地区画整理事業）です。

最後に、申請番号5番、変更前ですが、譲渡人が入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さん相続人〇〇さん、農地の所在地は、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、入膳字上踊場〇〇番〇〇、すべて台帳地目は田、現況地目は畑、計3筆、合計面積は1,475.68㎡で、転用目的は店舗建設敷地でした。

変更後は、譲渡人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人が魚津市住吉〇〇番地〇〇の有限会社〇〇、農地の所在地は、入膳字上踊場〇〇番〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計1筆、合計面積は1,800㎡で転用目的は宅地・商業地造成（土地区画整理事業）です。

申請番号1番から3番は、変更前の許可内容が所有権移転であり、実際に所有権が譲受人に移転していますので、変更後は、その譲受人が今回の申請の譲渡人となっています。申請番号4番と5番は、所有権移転されていませんので、変更前の譲渡人が、そのまま変更後の譲渡人となっています。

議案第22号で先ほども申し上げましたとおり、今回の申請地では、敷地内の一部において、過去に、今回の申請目的とは別の目的で、譲受人や譲渡人も今回の申請とは別の者あてに、農地法第5条の転用許可済みとなっています。

昭和61年6月2日付けで15筆2,233.13㎡が店舗敷地として、平成元年7月1日付けで1筆193㎡が駐車場敷地として、平成3年11月11日付けで3筆620㎡が駐車場敷地として、同じく平成3年11月11日付けで4筆2,279㎡が駐車場及び緑地帯敷地として、今回の転用申請と別内容で〇〇株式会社を譲受人として転用許可済みです。

また、平成4年10月2日付けで3筆1,800㎡が店舗敷地として、今回の転用申請と別の内容で〇〇さんを譲受人として転用許可済みとなっていました。

これら過去の転用許可5件に対する事業計画変更の申請書もあわせて提出されています。

既に転用許可が出ている敷地を、その転用許可の目的とは異なる目的で活用する場合には、過去の転用許可に対する事業計画変更の申請をし、許可を得た上でなければ、新たな目的で転用許可を受けることができないことから、先ほど了承いただきました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されています。

どうか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

先ほどの議案第22号の際に、事業自体については十分議論されたと思いますが、事業計画変更の申請について何かございましたら、発言をお願いします。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

ございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第23号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第24号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第24号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年3月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は31件の申請です。

まずは新規設定です。

申請番号1番。道市〇〇番〇〇、道市〇〇番〇〇、道市〇〇、道市〇〇番〇〇、道市〇〇番〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積14,461.00㎡、貸付人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は5年です。

申請番号2番。新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積6,714.00㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号3番。新屋〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積8,265㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号4番。新屋〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積16,979㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号5番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積1352㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号6番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積181㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号7番。新屋〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、地

目はすべて田、計5筆で合計面積1,177.73㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地〇〇の〇〇さん外1名、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号8番。新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、新屋〇〇番〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積3,236.75㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

申請番号9番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積2,856㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は20年です。

続いて更新です。

申請番号10番。上野〇〇、上野〇〇、上野〇〇番〇〇、上野〇〇番〇〇、上野〇〇番〇〇、上野〇〇番〇〇、上野〇〇番〇〇、地目はすべて田、計7筆で合計面積3,262㎡、貸付人は愛知県一宮市〇〇町〇〇字〇〇〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号11番。上野〇〇、地目は田、計1筆で面積654㎡、貸付人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号12番。上野〇〇、地目は田、計1筆で面積2,521㎡、貸付人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号13番。上野〇〇番〇〇、地目は田、計1筆で面積950㎡、貸付人は富山県魚津市〇〇〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号14番。道市〇〇番〇〇、道市〇〇番〇〇、道市〇〇、道市〇〇番〇〇、道市字松木堀〇〇番〇〇、道市字松木堀〇〇番〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積11,598㎡、貸付人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借賃は道市〇〇番〇〇、道市〇〇番〇〇、道市〇〇、道市〇〇番〇〇が10aあたり16,700円で、道市字松木堀〇〇番〇〇、道市字松木堀〇〇番〇〇が10aあたり14,300円、期間は5年です。

申請番号15番。青木〇〇、地目は田、計1筆で面積1,924㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は5年です。

申請番号16番。青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積12,826㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号17番。青木〇〇、地目は田、計1筆で面積981㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号18番。青木〇〇番〇〇、地目は田、計1筆で面積682㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号19番。青木〇〇、地目は田、計1筆で面積1,873㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号20番。青木〇〇、青木〇〇番〇〇、青木〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積5,650㎡、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号21番。目川〇〇番〇〇、地目は田、計1筆で面積830㎡、貸付人は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号22番。下飯野新〇〇番〇〇、地目は田、計1筆で面積934㎡、貸付人は富山県富山市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇さん、借受人は入善町道古〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,300円で期間は3年です。

申請番号23番。下飯野新〇〇、地目は田、計1筆で面積1,905㎡、貸付人は富山県富山市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇さん、借受人は入善町下飯野新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は3年です。

申請番号24番。下飯野新〇〇、下飯野新〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積6,071㎡、貸付人は

富山県富山市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇さん、借受人は入善町五十里〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり14,300円で期間は3年です。

申請番号25番。東狐〇〇、上飯野〇〇番〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積4,685㎡、貸付人は千葉県四街道市〇〇〇〇番地〇〇の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町五十里〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり16,700円で期間は5年です。

申請番号26番。福島〇〇番〇〇、地目は田、計1筆で面積2,905㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10 a あたり17,000円で期間は10年です。

申請番号27番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積3,022㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、財団法人入善町農業公社を通して、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり14,300円で期間は10年です。

申請番号28番。浦山新〇〇、浦山新〇〇、浦山新〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積8,397㎡、貸付人は富山県富山市〇〇町〇丁目〇番〇〇-〇〇号〇〇の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり16,700円で期間は5年です。

申請番号29番。小杉〇〇、地目は田、計1筆で面積4,530㎡、貸付人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり14,300円で期間は6年です。

申請番号30番。田ノ又〇〇、地目は田、計1筆で面積230㎡、貸付人は入善町田ノ又〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町栲山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり14,300円で期間は10年です。

申請番号31番。横山〇〇番〇〇、横山〇〇番〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積610㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地〇〇の〇〇さん、借賃は10 a あたり14,300円で期間は10年です。

以上、新規9件及び更新22件で計31件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

長田委員

申請番号26番だけ、町の農地標準賃借料の「上」より高い17,000円ですね。

事務局

農事組合法人〇〇は、賃借料を17,000円に統一して利用権設定をしているためです。農事組合法人によって、独自の賃借料を設定しているところがあります。

議長（鍋嶋 太郎）

人・農地プラン策定の関係で、プランが決定してからでないと農地集積協力金の対象にならないことから、利用権設定は4月申請がほとんどになると思っていましたが、今月も予想外に件数が多いですね。

事務局

農地集積協力金の関係もあるため、念のため、新規利用権設定を申し込んでいる農家全てに確認をとりました。今回申請をしている案件は、補助金の対象にならなくてもよいと答えた案件です。補助金の対象となるのは、農地利用集積円滑化団体である入善町農業公社に委任した場合ですから、農業公社に委任した場合にかかる手数料3%と、補助金を比較して、補助金を受けなくてもよいから農業公社に委任しない方を選び、今回申請しています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第24号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり許可することに決定いたしました。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第25号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第25号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日20経営第5791号)に基づき、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を、別紙のとおり公表することについて、当委員会の決定を求めます。平成24年3月7日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

議案書の27ページから34ページまでが、平成23年度の点検・評価案、35ページから38ページまでが、平成24年度の活動計画案となっています。この件については、2月の農業委員会で内容を説明していますが、件数等に変更した点がありますので、その部分のみご説明させていただきます。

それではまず、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてです。

I. 法令事務に関する点検の、2. 事務に関する点検で、(2)農地転用に関する事務において、1年間の処理件数ですが、前月までの29件に今月の19件をあわせて、48件に修正しました。ちなみに、農地法第3条に基づく許可事務の件数については、今回案件がありませんでしたので、そのまま15件となっています。

次に、同じく2. 事務に関する点検の(4)情報の提供等で、賃借料情報の調査・提供について、前回はまだ、平成23年中の賃借料情報が取りまとめられていませんでしたので、仮に平成22年中のデータを記載していましたが、今回、平成23年中の賃借料情報に更新しました。調査対象賃貸借件数が757件で、公表時期は今年、平成24年3月となっています。具体的な賃借料情報の金額等については、別紙のとおりです。田(水稻)の賃借料情報について、最高額が17,600円、最低額が8,000円、平均額が14,867円、データ数は757件、となっています。3月5日から、町のホームページで公表しています。

II. 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価については、変更はありません。

III. 促進等事務に関する評価の1. 認定農業者等担い手の育成及び確保について、(4)評価の案のところですが、特定農業法人と特定農業団体についての活動に対する評価の案を、空欄としました。これは、特段の活動を行わない、という計画で、実際に特に活動をしなかったことについて、評価を記載する必要はない、と県より指摘をいただいたためです。

次に、2. 担い手への農地の利用集積の(2)平成23年度の目標及び実績で、平成23年度の実績について、今回の利用権設定を加えて、16.4haから23.2haに修正しました。これに伴い、達成状況も、29.00%に上昇しました。

最後に、3. 違反転用への適正な対応の(4)評価の案のところ、活動に対する評価の案を、前回は、「目標の実現を目指して、今後も地道に活動を継続する。」としていましたが、表現があまり適切ではない、と県より指摘をいただいて、「今後も違反転用の発生防止に努め、違反転用0haの継続を図る。」と修正しました。

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の変更点については、以上です。

続いて、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

I. 法令事務(遊休農地に関する措置)については、修正点はありません。

II. 促進等事務の、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保のところ、(1)現状及び課題の中の平成24年3月現在の農業生産法人数ですが、前回36法人としていましたが、平成24年〇月に、株式会

社〇〇が設立され、1法人増えましたので、37法人に修正しました。

同じくⅡ. 促進等事務の、2. 担い手への農地の利用集積で、(1) 現状及び課題ですが、平成24年3月現在の「これまでの集積面積」と集積率を修正しました。今月分の利用権設定を加えましたので、集積面積は、前回の1,574.8haから、1,581.6haになり、集積率は、42.28%から42.46%に上昇しました。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の変更点については、以上です。

入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を公表することについて、本日決定をいただければ、1ヶ月間、町のホームページで住民の皆さんの意見を求めることとなります。1ヶ月後に意見を集約して、各項目にある「地域の農業者等からの意見等」の欄を記入したものを、5月の農業委員会で審議します。5月の農業委員会で決定しますと、決定したものを再び町のホームページで公表する、という流れになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

前回の農業委員会で審議したものとの変更点については、了解しました。特に問題はないと思います。それにしても、遊休農地に関する活動計画にもありましたが、あと1件となっている耕作放棄地を、なんとかして解消したいものですね。

長田委員

私の担当地区に存在する耕作放棄地ですが、この案件については、農地の所有者と、長い期間かけてお願いしていくことになりそうです。

議長(鍋嶋 太郎)

他にご意見等はございませんか。それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第25号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について、本案を原案どおり公表することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり公表することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他のご意見はございますか。事務局からも、何かありませんか。

事務局

事務局からご案内させていただきます。

まず、平成24年度の入善町農作業等標準料金表ができあがりしました。農地標準賃借料等は、3年に一度の改定となっており、来年度が改定の年です。ですから、今回の金額は、昨年と同じになっています。平成24年度として印刷し直し、改めて農協等を通じて農家の皆さんにお配りいたします。

次に、前回の農業委員会でもお知らせしましたが、今月の13日(火)に、平成23年度「地域の農地と担い手を守り活かす運動」推進研修会が、とやま自遊館で開催されますので、ご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はありませんか。では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第8回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、4月9日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後3時25分）